



かけはし

第28号 (平成26年9月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部
部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail: kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

台風や日本付近に停滞する前線の影響により、7月下旬以降、各地で大雨となるなど甚大な被害が発生しています。豪雨災害により被害を受けられた地域の皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。今月の「かけはし」では、9月から実施する免除勧奨、11月に送付する社会保険料控除証明書等の情報を掲載いたします。また、11月は「ねんきん月間」です。今年から11月30日を「年金の日」とすることになりましたので、あわせてご案内いたします。

機構からの連絡

国民年金保険料免除・納付猶予申請の勧奨を実施します

(国民年金部)

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

今年度、市町村から提供していただいた所得情報に基づき、前年所得が国民年金保険料免除・納付猶予の基準に該当することが確認できた方へ、ターンアラウンド申請書を活用した勧奨を実施します。

なお、この申請書はハガキ形式になっているため、必要事項を記入してポストに投函することにより、平成26年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請をすることができます。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請勧奨は、

- ① 機構本部が一括作成して送付
- ② 年金事務所が作成して送付

の2通りの実施方法となります。いずれの方法も、各年金事務所の策定した計画に基づき、対象者及び送付時期を定めて実施いたします。

＜本部作成による実施＞

■実施方法

各年金事務所の計画により、本部一括で申請書（ハガキ形式）を作成し、制度周知用リーフレット、目隠しシールと一緒に対象となる被保険者あてに送付。

■実施時期 平成26年9月から平成27年2月までの間に実施

- 送付日 9月計画分… 9月19日（金）
- 10月計画分… 10月17日（金）
- 11月計画分… 11月21日（金）
- 12月計画分… 12月19日（金）
- 1月計画分… 1月23日（金）
- 2月計画分… 2月20日（金）

＜年金事務所作成による実施＞

■実施方法

年金事務所等で申請書（ハガキ形式）を作成し、制度周知用リーフレット、目隠しシールと一緒に対象となる被保険者あてに送付。

■実施時期・送付日 年金事務所が策定した計画による

申請期間 平成26年度分 国民年金保険料 免除・納付猶予申請書 56357

※免除等区分（申請しない区分は「×」や「/」で特清してください。）

① 全額免除	② 納付猶予 (20歳未満に限る)	③ 4分の3免除 (4分の1納付)	④ 半額免除 (半額納付)	⑤ 4分の1免除 (4分の3納付)
--------	----------------------	----------------------	------------------	----------------------

※「免除等区分」欄に記入がない場合は、①～⑤～①～⑤～①の順に審査し、決定します。

※納付猶予の審査順序の変更を希望する場合は、次の「J」内を記入してください。

(A. 4分の1納付・B. 半額納付・C. 4分の3納付)の次に納付猶予を審査

(1) 送付年度番号 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 世帯番号

配属先(大企業)または業種(小企業) 定年厚生者

※納付免除 A. 基礎年金 B. 国民年金 C. 厚生年金 D. 学生等

※納付に付する所得後(障害者等) 基礎年金 A. 基礎年金 B. 国民年金 C. 厚生年金 D. 学生等

※納付に付する所得後(障害者等) 国民年金 A. 基礎年金 B. 国民年金 C. 厚生年金 D. 学生等

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。また、配偶者及び養育者の記入に漏れがないことを申し立てます。この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村に要請します。

申請を済ませた後納付猶予が承認された場合、毎年家庭課にも同じ申請をすることを希望します。

※この場合、申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に要請します。

被保険者氏名 日 備考欄

〒 年 月 日 日本年金機構専員あて

表面

国民年金保険料免除・納付猶予申請のご案内

国民年金は、20歳から60歳までの日本国内にお住まいのすべての方が加入し、保険料を納付する制度です。

国民年金保険料の納付が困難である場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が免除または納付猶予される制度(免除制度)があります。

免除の申請を希望される場合は、この申請書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

なお、学生等の方は「学生納付特例制度」をご利用いただくこととなりますので、この申請書により申請することはできません。

※別に納付いただいている場合や、免除または納付猶予の申請書を出しているなどの行き違いがないことを確認してください。

※また、この申請書は、国民年金の加入者として、それ以外の国民年金制度(国民年金による納付や免除等申請手続きのご案内)を併せていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご案内は、日本年金機構が選定した長寿事業者から行っており、平日だけでなく、土・日・祝日も実施しています。

【お問い合わせ先】
〇〇年金事務所 国民年金課
〒0000000
0000000000 0000-000-0000

裏面

※10月計画分以降は点線の枠内が赤字になります。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！
(サービス推進部、事業企画部、年金相談部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

主な活動は、次のとおりです。

- ◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設
- ◆国民年金保険料が未納となっている方への納付の勧奨
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等へ出向いての年金セミナーや年金制度説明会の開催
- ◆年金委員の皆さまを対象とした研修会の開催

また、今年から、ねんきんネットなどを利用してご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に、11月30日を「年金の日」とすることになりました。

今年の11月30日(日)は、毎月第2土曜と同様に「週末相談日」として開所します。(平成26年11月の「週末相談日」は、8日(土)と30日(日))

「ねんきん月間」の期間中は、下記のマークを付したポスターの掲示やチラシの配布を行います。各自治体におかれましても、主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

(国民年金部)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

<ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル>

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

○自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

<受付期間>

平成26年11月4日(火)～平成27年3月16日(月)

<受付時間>

○月～金曜日 午前9:00～午後7:00

○第2土曜日 午前9:00～午後5:00

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

天災による国民年金保険料免除制度について

(国民年金部)

風水害等の災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

国民年金の場合、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。

1. 申請に必要な書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- (原則として)
罹災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
- (罹災証明のみで被害の程度が判断できない場合)
国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- (保険金・損害賠償金等が支給される場合)
保険金・損害賠償金額等の確認できる証明書の写し

(※ご本人以外の方が提出される場合は委任状が必要です。)

2. 免除される期間

- 事由の生じた日の前月分から翌年の6月分まで
(※保険料の納付が困難な場合は、早めの申請をしてください。)

3. 免除された期間の年金は

- 全額免除された期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 保険料が免除された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める(追納する)ことができます。追納することにより、将来、減額される年金額を増やすことができます。
- 保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

学生納付特例法人制度の見直しについて

(国民年金部)

現行では、厚生労働大臣の指定する学生納付特例事務法人(大学等)は、在籍する学生から国民年金保険料納付猶予の申請の委託を受けることができますが、申請日は、大学等が厚生労働大臣(日本年金機構)に当該申請を提出された日とされています。

10月1日から、大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に、厚生労働大臣に申請があったとみなすこととなります。このことにより、大学等が日本年金機構に申請するまでの間に生じた事由により、当該学生に生じていた不利益が解消されました。

(政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律)

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

天災による国民年金保険料の免除制度について

（6頁目の内容を広報素材としてご活用ください。）



地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。